

砺波市農業委員会 7月総会議事録

開催日時 令和7年7月8日（火）午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 24名

1番	西原 登	14番	松浦 正一
2番	堀田 敬三	17番	亀永 理恵
3番	吉田 一馬	19番	中村 栄克
5番	林 政樹	20番	満保 雅春
6番	前野 久	21番	今井 久人
7番	石田 智久	22番	松原 光雄
8番	鴨井 克之	23番	黒田 英嗣
9番	川邊 洋	24番	山本 渉
10番	舘 和香子	25番	小幡 直也
11番	樋掛 雅彦	26番	源通 一郎
12番	田嶋 和樹	27番	齋藤 徹
13番	森田 修	28番	片山 雅喜

欠席した委員 5名

4番	柴田 泰利	18番	土田 英雄
15番	飯田 輝一	29番	水野 勢津子
16番	飯田 真紀		

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長 小西 啓介 主幹 大石 哲也 主任 深尾 芽生

付議案件

議事

- 1) 議案第 1 3 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第 1 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転用許可申請
に対し意見決定について
- 3) 議案第 1 5 号 農用地利用集積等促進計画に対し意見決定について

報告

- 1) 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について
- 3) 報告第 3 号 農業経営改善計画の認定等について

その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和7年度・砺波市農業委員会7月総会」を開会いたします。

会議に先立ちまして、川邊会長が開会のご挨拶を申し上げます。

会 長 ご苦勞様です。お忙しい中総会に出席いただきありがとうございます。
本日は総会終了後に、例年行っている農地へのひまわりの種まきを予定しております。暑い中ではありますが、ご都合のつく方はご協力をお願いしたいと思います。

簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中24名のご出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。

この後の進行につきましては、お手元の総会次第に従いまして進めさせていただきます。なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。それでは、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたしますでしょうか。

委 員 (「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、議席番号24番 山本 渉 委員・ 議席番号25番 小幡 直也 委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。「議案第13号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、2件でございます。

(議案書全件朗読)

番号１は、耕作者が引き続き農地として利用するため譲り受けます。

番号２は県外に居住する所有者が農地の処分を検討していたところ、地区の担い手と話がまとまりました。

譲受人は、農地法第３条第２項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第１３号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 松浦委員、どうぞ。

松浦委員 ２番について、所有者である譲渡人が、元気なうちに資産の整理を検討していたところ、耕作者である譲受人との話がまとまったものです。ご承認よろしく願います。

議 長 他にご質問等は、ございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第１３号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第１４号 農地法第５条第１項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の２ページをお願いします。
今月の案件は、３件でございます。

（議案書番号１朗読）

転用案件の別添資料の１ページから６ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第３種」になります。農地転用の許可基準は、「第３種農地の原則許可」に該当します。申請者は、不動産業等を営んでおり、生活及び交通の利便性が高い申請

地において、分譲宅地を計画しています。

(議案書番号 2 朗読)

別添資料の 7 ページから 11 ページまでと併せてご覧ください。

申請地は都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第 3 種」になります。農地転用の許可基準は、「第 3 種農地の原則許可」に該当します。申請者は、生活及び交通の利便性が高い市街地において住宅建築を計画しています。

(議案書番号 3 朗読)

別添資料の 12 ページから 16 ページまでと併せてご覧ください。

申請地は 10 ha 以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第 1 種」になります。農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。申請地は、譲受人の実家に隣接しており、これから地域農業の担い手としての役割や子育てなどを踏まえ、住宅の建築を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第 14 号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 源通委員、どうぞ。

源通委員 1 番について、申請地は市街地で生活や交通の利便性が高い場所に位置しており、住宅敷地としての需要が高いことから、不動産業を営む譲受人が 13 区画の分譲宅地を計画しています。

2 番について、譲受人は家族 4 人で市内のアパートに居住しています。今後の育児や親の介護等の生活を考慮して、譲受人の実家に近い場所で住宅の建築を希望していました。同じ町内で住環境が充実していることから、今回の申請に至りました。ご承認よろしく願います。

川邊委員
(議長) 3 番について、譲渡人が孫である譲受人に分家住宅敷地として譲り渡すものです。譲渡人の家族は地元の営農組合に所属しており、譲受人はその構成員として今後営農の手伝いも行っていく予定です。また、土地改良区や常会長など地元の同意も得ています。ご承認よろしく願います。

- 議 長 他にご質問等は、ございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第14号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。
- (挙手多数)
- 議 長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第15号 農用地利用集積等促進計画に対し意見決定について」事務局より説明願います。
- 事 務 局 議案書の3ページをお願いします。
この度、借り手である法人の合併があったことから、農地中間管理事業の耕作者の変更が必要になりました。この案件の計画変更が大半を占めますが、ほかの類似案件を含めまして、78件、252筆、約53.3haの申し込みとなります。7月末の公告を予定しています。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。
- 議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第15号」につきまして、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。
- 委 員 (「はい」の声あり)
- 議 長 田嶋委員、どうぞ。
- 田嶋委員 2点質問があります。1点目は、表の貸し手である所有者が亡くなっているものがあるようですが、その場合は契約は可能なのでしょうか。
2点目は、法人合併の分について賃借料の変更はあったのでしょうか。
- 事 務 局 1点目については、今回は法人合併による耕作者側の契約変更のみで、所有者側の契約に変更はなく、契約時のままとなっています。仮に所有者側の契約の際に死亡している場合には、相続人のうち1人が代表者になったうえで、相続持分が2分の1を超えるように他の相続人から同意を得ることで契約が可能となります。
2点目については、賃借料の変更はありません。
- 委 員 (「はい」の声あり)

議 長 樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 権利の種類欄の「賃借権」と「使用貸借権」の違いについて説明をお願いします。

事務局 「賃借権」は農地の貸借にあたり賃借料が発生するもの、「使用貸借権」は賃借料が発生しないものです。

議 長 他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第15号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号から報告第3号について、事務局より説明願います。

事務局 (報告第1号・第2号・第3号説明)

議 長 ただ今報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
これにて閉会いたします。

(閉会14:25)